

中東・北アフリカ諸国の貿易・投資法制度 ガイドブック

クウェート

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPから提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP
Middle East Regional Office
PO Box 7001, Rolex Tower
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971 4 384 4004
E-mail： mero@clydeco.ae

كليرد انكو ا.م.ع.
CLYDE & CO

目次

1	ビジネス関連法規に関する最近の傾向とトピック	1
1.1	自由市場経済.....	1
1.2	金融環境.....	1
1.3	法的枠組み.....	2
2	対外貿易と為替政策	2
2.1	WTO ならびにその他の二国間／多国間貿易協定への参加.....	2
2.2	貿易・為替規制政策／制度の概要.....	3
2.3	為替制度.....	9
2.4	為替規制政.....	11
2.5	輸出入手続.....	13
3	外国投資政策	14
3.1	投資許可／促進政策および管轄官庁.....	14
3.2	海外資本投資に関する規制.....	19
3.3	海外からの資本投資奨励策.....	21
3.4	税制.....	21
3.5	外国人の雇用および在住許可に関する規制／当地人員の雇用.....	26
3.6	知的財産保護.....	27
3.7	外国法人の設立手続および必要書類.....	31
3.8	財務および会計について.....	42
3.9	外国法人の閉鎖手続および必要書類.....	43

貿易・海外直接投資ガイドブック

クウェート

1 ビジネス関連法規に関する最近の傾向とトピック

1.1 自由市場経済

近年、クウェート国（クウェート）は特別立法の導入により、海外から直接投資を誘致するための施策を多数試みているが、官僚的な非効率な手続きその他の理由で期待したほどの成果は上がっていない。ほかの湾岸協力会議（GCC）加盟国と比べ、クウェートは全体として海外からの投資の恩恵をあまり受けていない。

クウェートには「フリーゾーン」として指定された地区があるが、期待したほどの可能性が発揮されていない。例えば、湾岸諸国にある「クウェート・フリーゾーン会社（Kuwait Free Zone Company）」のようなものは存在せず、運営開始後数年経っても、フリーゾーンを運営する民間企業から政府機関である Public Authority for Industry（商工省（MOCI）傘下）への引継ぎが行われていない。

政府は、クウェートを地域の金融センターに成長させる計画である。2010年に「クウェート資本市場局（Kuwait Capital Markets Authority）」設立に関する法案を成立させたことは、その第一歩であった。

1.2 金融環境

とはいいいながらも、クウェートは自由な金融環境を維持しており、為替規制は敷かれていない。また、国の通貨であるクウェート・ディナールは自由に兌換できる通貨である。資本、配当金、貯蓄または労働者の送金に関しての制限は一切設けられていない。

クウェート中央銀行（CBK）は、2004年にクウェート国内における外国銀行支店の免許および営業を許可することを決定した。当地において外国銀行が支店を開設するためにCBKに提出した申請書は1件ごとに審査され、申請の可否はその時点の状況に照らして決定される。CBKは申請却下の理由を開示する義務を負わない。

現時点までに外国銀行 10 行がクウェート国内での支店開設許可を取得している。

1.3 法的枠組み

1.3.1 会社法 (Companies Code) (1960 年法律第 15 号)

重大な欠陥がある、時代遅れである、諸外国の会社法に通常盛り込まれている規定が多数欠けている (例えば、1 種類の株式しか認められていない) という理由で、この法律はかなり以前から改正が待たれている。例えば、以下のように外国人投資家は現地投資家と同じ条件では取り扱われていない。

- (a) 一部の例外はあるが、一般に外国人投資家は現地企業の資本の 49% しか所有できない。
- (b) 外国人投資家はクウェート国内で不動産を所有できない。
- (c) 外国人投資家は自分の名前で事業を営んだり、営業免許を取得したりすることができない。
- (d) 外国人投資家は政府が実施する入札に直接応札できない。

2. 対外貿易と為替政策

2.1 WTO ならびにその他の二国間／多国間貿易協定への参加

2.1.1 WTO (世界貿易機関)

クウェートは 1995 年 1 月 1 日に WTO 加盟国となった。クウェートは 1963 年から関税と貿易に関する一般協定 (GATT) に加盟している。

2.1.2 地域貿易協定

- (a) クウェートは、湾岸協力会議 (GCC) の加盟国である。
- (b) クウェートは、大アラブ自由貿易地域 (GAFTA) の加盟国である。

(c) クウェートは、1960年から石油輸出機構（OPEC）に加盟している。

クウェートは、1969年に「イスラム協力機構（旧イスラム会議機構）加盟国の特惠制度に関する枠組み協定」の締約国になった。イスラム協力機構は、イスラム圏内の経済・貿易協力の強化に向けて加盟国の共通の利益の保護し、加盟国の正当な目的を後押しするための政府間組織である。「イスラム共同市場」の確立につながる経済的統合を達成し、イスラムのイメージを守り、向上させることを目指している。

2.1.3 その他の二国間／多国間貿易協定

クウェートは、以下のとおり多数の国と投資協定を結んでいる。ドイツ、フランス、イタリア、ロシア、中国、ルーマニア、ポーランド、ハンガリー、トルコ、マレーシア、パキスタン、スイス、マルタ、フィンランド、エチオピア、クロアチア、タジキスタン、オーストリア、ブルガリア、カザフスタン、モロッコ、モンゴル、チェコ共和国。

2.2 貿易・為替規制政策

クウェートは総体的に国際貿易に対して開放的な政策をとっている。

2.2.1 貿易・為替規制政策／制度の概要

上述のとおり、クウェートは為替規制やこれに類する規則を実施していない。

2.2.2 所轄官庁

商工省（The Ministry of Commerce and Industry）

Ministries Complex（ムルガブ）

クウェート市

www.moci.gov.kw

2.2.3 物品輸入規制

(a) 政策の概要

クウェートへの物品輸入規制に適用される主な法令は、2003 年法律第 10 号「統一関税法（関税法）」（GCC 共通関税法を国内で施行したもの）である。

クウェートは自由な貿易政策に沿って、最小限の関税を課している。物品にかかる輸入関税は、原価、保険料およびクウェートでの積下ろしまでの（積下ろしを除く）輸送料（CIF）に対して一定の割合で課される。関税はクウェート・ディナール（KWD）建てで計算され、納付される。

税関は標準為替レート・リストを使用して CIF 価格をクウェート・ディナールに換算する。物品が積下ろしされた日の市場レートは使用するのではない。このレートは稀にしか変更されない。基準税率は現在 5%である。

関税は、輸入関税の対象となっていない製品の輸出にも課される。現在の基準税率は 5%である。

輸入関税の税率は 0～100%となっている。

現地で生産された製品を保護するため、25%を上限とする特定の追加的保護関税が課される。

クウェート国における海外直接資本投資を規制する 2001 年法律第 8 号（2001 年法律第 8 号）以下参照に基づいて、クウェート海外投資局（Kuwait Foreign Investment Bureau : FDIB）の承認を受けたクウェートの株式会社は、機械、スペアパーツ、原料および包装材の関税免除を申請できる。

(b) 輸入規制品目（免許／許可を要する、割当が課される）

武器・弾薬に関する 1991 年法律第 13 号に基づき、クウェートに武器または弾薬を合法的に輸入するためには内務省（Ministry of the Interior）の特別許可が必要である。上記の法令に違反した場合には、7 年以下の懲役および 7,000 クウェート・ディナール以下の罰金またはそのいずれかが課される。

すべてのアルコール飲料とアルコール飲料の製造に使用される材料は、クウェートへの持込みを拒否される。クウェート刑法（1960 年法律第 16 号）に基づく罰則は 10 年以下の懲役である。

豚、豚肉および豚肉・豚皮製品（ハンドバッグ、財布、靴など）の輸入は禁じられている。

宝石、貴石および金属は、商工省の承認が得られた場合に限り、輸入が認められる。

薬品および医薬品の輸入については、保健省の許可を取得しなければならない。

クウェートに輸入される猫、犬およびその他の動物には、獣医の健康証明書と、農業・海洋資源総局（General Directorate for Agricultural and Sea Wealth）の許可が必要である。あらゆる鳥類は、原産国がアルバニア、イタリア、ヨルダン、マレーシア、ミャンマー、パレスチナ、タイ、ウクライナ、ジンバブエである場合を除き、輸入を禁じられている。イラクからクウェートに動物を持込むことは禁じられている。

(c) 輸入禁止品目

輸入禁止品目は以下のとおりである。

- (i) 違法な、または無免許の薬品
- (ii) 銃、爆発物および弾薬
- (iii) ナイフおよび武器
- (iv) アルコール製品
- (v) 植物および植物由来製品
- (vi) 豚肉、食肉および食肉製品
- (vii) ペット（無許可のもの）
- (viii) 密封されていない牛乳製品およびミネラルウォーター
- (ix) 生鮮野菜
- (x) 海外で加工された食品
- (xi) イラクからの全動物
- (xii) イスラエル産の全産品

- (xiii) 政治的破壊活動に使用される物品
- (xiv) 偽札・偽硬貨および模造品
- (xv) ポルノ

2.2.4 原産地に関する輸入規制

これらの規制は、イスラエルのボイコットに関する統一法に係る 1964 年法律第 21 号に従ってイスラエル産の全産品に適用されるほか、イラクやアイルランド共和国などを原産地とする特定の製品にも適用される。

国連加盟国であるクウェートは、国連の決議に従って特定国への制裁を実施する。

過去には 2011 年の商工省 (MOCI) 決議第 187 号で日本からのすべての食品輸入を禁じ、日本の近隣の諸国で生産された製品に強制的なサンプリングを課したことがあった。MOCI はその後、輸入品の放射線検査を行うことを条件に 2012 年の省令第 452 号に従ってこの禁止令を解除した。

2.2.5 その他の輸出関連法／協定

1987 年の MOCI 行政命令第 6 号「政府調達における国産品および特定国製品の優先」に従い、国産品（現行法規に従ってクウェート国内で生産された製品）は、同種の外国製品に対して 10%以上の優先的地位が、特定国製品（サウジアラビア、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーンのうち 1 カ国または 2 カ国以上で製造され、付加価値税が最終価格の 40%未満で、株式の 51%以上を湾岸諸国市民が保有する企業により製造された製品）に対して 5%以上の優先的地位が与えられる。

ただし、入手可能な国産品がない場合または不足している場合は、同種の外国製品に対して 10%以上の優先的地位が特定国製品に与えられる。我々は、本法律が言及する「優先的地位」（条文中で説明も定義もされていない）は、状況に応じて適宜、外国製品または特定国製品に対し、所定のパーセンテージで関税が課されることを意味すると理解している。

すべての政府当局、省庁、機関、政府系企業または政府の持ち株比率が 51%以上の企業は、価格、品質および納期の条件を順守した上で、必要な品目を国産品ま

たは特定国製品で調達しなければならない。

この国産品および特定国製品に関する優先要件は、契約書に規定される。

政府調達における国産品および特定国製品の優先に関する、1987年行政命令第6号の改正に係る2000年行政命令第282号は、「当該政府機関は1987年行政命令第6号を遵守する」、「請負業者は1987年行政命令第6号遵守の証拠を提出する」という要件が加えられた。

前述したとおり、クウェートは大アラブ自由貿易協定（GAFTA）の締約国である。大アラブ自由貿易地域は2005年1月1日に成立し、クウェートを含めアラブ連盟22カ国中17カ国のアラブ諸国が参加している。GAFTAの規定に基づきアラブ産の物品は、原産国、仕様および評価の規則、衛生・安全上の保護に係る条項、ならびに現地の手数料および租税に関して加盟国の国産品として取り扱われる。国産品の条件を満たす物品は、参加国間において非関税で移動させることができる。要件を満たす国産品の付加価値税は40%と定められている。GAFTA諸国間では原産地に関する累積規則が採用されているため、ある加盟国から調達され、別の加盟国内で製品に組立てまたは加工された材料は、組立てまたは加工を行なった加盟国の原産材料とみなされる。

2.2.6 外国産商品の輸入に関するその他の要件

通関には、以下の書類が必要である。

- (a) 送り状原本 + 写し3通
- (b) 原産地証明書原本
- (c) パッキングリスト原本 + 写し3通
- (d) 航空貨物受取状または船荷証券（すべての船積み書類は荷受人の名前で作成しなければならない）
- (e) 適合証明書

送り状には、以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 荷受人の正式な名称および住所
- (b) 物品の説明、ならびに各品目の統計品目番号および明確な型番
- (c) 送り状価格および単価
- (d) 物品の数量
- (e) 総額（通貨記号を付す）

- (f) 製造業者の正式な名称および住所
- (g) 商標
- (h) 原産国
- (i) 輸送方法
- (j) 輸出港
- (k) 運送会社の社名
- (l) 貨物の総重量および正味重量（AWB または B/L と同じ）
- (m) 荷物の個数
- (n) 価格条件（工場渡し／FOB／C&F／CFR など）

航空貨物受取状または船荷証券には、以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 荷受人の正式名称
- (b) 通貨記号
- (c) 荷物の個数
- (d) 総重量、正味重量および体積
- (e) 物品の明確な説明
- (f) 貨物の価格

原産地証明書には、以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 荷受人の正式な名称および住所
- (b) 送り状番号
- (c) 物品の説明、荷物の個数、総重量および正味重量
- (d) 製造業者の正式な名称および住所
- (e) 物品がイスラエル産でないことを証する明確な宣言
- (f) 運送取扱人の名称

パッキングリストには、以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 荷受人の正式な名称および住所
- (b) 送り状番号
- (c) 荷物の個数、ならびに各荷物の内容物およびパッキングの詳細
- (d) 物品の説明および数量
- (e) 製造業者の名称および住所
- (f) 正味重量、総重量（メートル法）および総体積（立方センチメートル）
- (g) どの貨物も通関には適合性証明が必要である

送り状、原産地証明書およびパッキングリストは正本 3 通を用意し、輸出国の商

工会議所（望ましくは現地の共同アラブ商工会議所）の認証と当該国のクウェート大使館／領事館の公認を受けなければならない。

輸出国にクウェート領事館がない場合は、クウェート外務省を通じて公認を受けなければならない。パッキングリストに加え、各物品と外梱包に原産地を剥がせないように表示しなければならない。

クウェート向けに出荷される品目の梱包には、 SHIPPING MARK を印字しなければならない。SHIPPING MARK には、荷送人／荷受人の住所だけでなく、詳しい貨物番号およびパッキングリストの正確な内容を記入しなければならない。

信用状を使用して出荷を行う場合、信用状に記載された SHIPPING MARK を、各荷物の外梱包の三角形の中と船荷証券に表示しなければならない。

2.2.7 物品輸出規制

制限品目の主なカテゴリーは原油と石油製品だが、鮮魚や生エビ、屑金、骨材などほかの品目の輸出にも適時制限が課される。

クウェート国内でプロジェクトに使用するために輸入したプラントおよび設備の再輸出を希望する海外の請負業者は、税務署から「異議なし」証明書を取得した後でなければ、それらを再輸出できない。

2.2.8 原産国に関する輸入規制

イスラエル向け輸出は種類を問わず禁じられている。

統一湾岸協力会議（GCC）関税法（クウェートは締約国）の第 21 条に基づき、禁止品目もしくは制限品目、または高い関税率が課される物品を運搬する 200 トン未満の船舶は、海上での緊急事態または不可抗力に起因する状況が発生した場合に限り、海上関税地区（この場合、海岸線からクウェート領海の境界線までのエリア）への進入、または海上関税地区内での移動が認められている。

2.3 関税制度

2.3.1 所轄官庁

クウェート税関総局 (Kuwait General Administration of Customs)

電話：(965) 24843490

ファクシミリ番号：(965)24838056

www.customs.gov.kw

2.3.2 関税率照会先

本ガイドの1項に記載されている機関。オンライン通関システムはない。

2.3.3 関税制度の概要

クウェートは長年にわたり、特定品目の CIF 価格に高めの関税（例：25%）を課税している。これは塗料、家具、パイプの国内製造業者を保護するためである。

2.3.4 免税対象の品目／カテゴリー

関税法第 8 条は、関税納付の免除を以下のとおり定めており、これら免除のすべてに一定の条件が適用される。

- (a) 外交官が家庭用品または個人で使用する身の回り品を輸入する場合
- (b) 軍による輸入
- (c) 家庭用品および身の回り品
- (d) 登録慈善団体
- (e) 物品の再輸出

2.3.5 区分

クウェート税関総局 (Kuwait General Administration of Customs) は、世界税関機構が定める「商品の名称および分類についての統一システム」を使用している。

2.3.6 関税の種別

従価方式

2.3.7 課税基準

物品にかかる輸入関税は、クウェートでの積下ろしまでの（積下ろしを除く）CIF 価格に対して一定の割合で課税される。

2.3.8 日本からの輸入に適用される関税制度

日本からの輸入に関して、特別な取決めは適用されない。

2.3.9 特恵関税制度

上記のとおり、ほかの GCC 諸国からの工業産品輸入は、当該 GCC 加盟国において 40%以上の付加価値税が課されている場合、非関税である。国産品を保護するため、特定製品の輸入には、前述のとおり、CIF 価格の 25%を上限とする一定の追加関税が課される。

2.3.10 関連法規

第 2 項に記載した以外の法規はない。

2.3.11 輸入品に課される関税以外の税／関税

クウェートには関税しかない。

2.4 為替規制政策

2.4.1 所轄官庁

特に国内の社会・経済の発展を目指す過程で金融・財政政策の重要性が高まる中、内外の経済発展に遅れをとらないため、通貨、クウェート中央銀行および

バンキングビジネスの組織化に関する 1968 年法律第 32 号に基づいてクウェート中央銀行が設立された。

CBK は 1968 年法律第 32 号に基づき、1969 年 4 月 1 日に業務を開始した。CBK の目的は、以下のとおりである。

- (a) 国に代わって通貨発行権限を行使する。
- (b) クウェート通貨の安定性と外国通貨との自由な兌換性の確保に努める。
- (c) 社会・経済の発展と国民所得拡大を後押しするための信用貸し政策を指揮する。
- (d) クウェート国の金融システムを監督する。
- (e) 政府の銀行としての役割を果たす。
- (f) 政府に対して財政に関する助言を行う。

2.4.2 為替レート規制システム

上述のとおり、クウェートは為替規制システムを実施しておらず、クウェート・ディナール（KWD）は自由に兌換できる通貨である。

命令第 147/2007 号により、2007 年 5 月 20 日からクウェート・ディナールの対ドル為替レートは、クウェートの主要貿易相手国および金融相手国の国際通貨（非公開）の加重ベース・バスケットに固定された。

2.4.3 商品貿易取引に関する規制

為替規制システムがなく、クウェート・ディナールが自由に兌換できる通貨であることから、商品貿易取引に関する規制は実施されていない。

2.4.4 貿易外取引に関する規制

為替規制システムがなく、クウェート・ディナールが自由に兌換できる通貨であることから、貿易外取引に関する規制も実施されていない。

2.4.5 資本取引に関する規制

- (a) 2001 年法律第 8 号に基づいて承認されたクウェートの株式会社に投資する外国人は、投資資金とそこから生じた利益を海外に送金する権利を法律的に保証されている。
- (b) クウェート証券取引所の上場企業に投資する外国人は、投資で得た販売収入を無税で海外に送金できる。
- (c) 海外での借入れやその返済に制限は課されない。
- (d) クウェート国籍者、居住者および外国人は、いずれも外国通貨で銀行口座を持つことができる。

2.5 輸出手続

輸入／輸出許可の申請

輸入／輸出許可はクウェート国籍の個人および法人のみに与えられる。許可には「一般許可」と「特別許可」の二つのカテゴリーがある。「一般許可」では、「特別許可」が要らない一般製品を、数量を問わず輸入できる。

武器・弾薬、爆発物、医薬品、農薬・殺虫剤、放射性物質、宝石・貴石などの規制品を持ち込む場合は「特別許可」が必要である。

また、特別許可は、工業設備や部品などを輸入できるように工業会社に対しても発行される。

(i) 強制的申告

クウェートに持ち込まれるすべての物品は、関税が課されない場合でも「bayan」と呼ばれる用紙で申告し、税関当局による通関手続を経なければならない。

通関手続を経ない物品は可及的速やかに再輸出しなければならない。直ちに再輸出しないと、1 カ月後に公開オークションで売却されることになる。その後、6 カ月以内に売却益を請求しなければならない。請求を怠ると国に没収される。

(ii) 申告の検証

入国地点の税関職員がこの業務を行う。

(iii) 関税の決定および納付

物品の CIF 価格の 5%にあたる関税を定額で納付する。

(iv) 通関申告書の添付書類

- (a) 数量および重量を含む、統一品目コードに則った詳細な物品の説明が記載された認証済みリストの原本
- (b) 関税法、およびクウェートが締結した二国間協定もしくは多国間協定に基づく原産地証明書
- (c) 商業登記簿謄本
- (d) 関税納付を証明する書類
- (e) 管轄官庁が発行した正式署名者および登記上の住所の確認書
- (f) 物品の性質に従い、管轄官庁が求める書類または証明書

(v) 関連する法令

2003 年法律第 10 号関税法

3. 外国投資政策

近年、クウェートは特定の経済部門において海外からの投資を誘致するためにさまざまな施策を実施している。（下記参照）

3.1 投資許可／促進政策および管轄官庁

3.1.1 外国投資政策／制度の概要

(a) 投資法

2001 年法律第 8 号（2003 年 11 月施行）は、特定の場合に限り、外国人が現地企業の株式を最大 100%所有することを認めている（1960 年法律第 15 号は上限を 49%と定めている）。また、法人が操業を開始してから最長 10 年間の免税期間を認めている。

この法律が適用される経済部門、およびクウェート海外投資局（Kuwait Foreign Investment Bureau : FDIB）に申請が行われる可能性がある経済部門は、以下のとおりである。

- (i) 工業（石油・ガスの発見または生産にかかわるプロジェクトを除く）
- (ii) 水道、電気、下水または通信の分野のインフラプロジェクトの建設、運営および管理
- (iii) 銀行、投資会社および為替会社（CBK が設立の検討に同意したもの）
- (iv) 保険会社（商工省が設立を承認したもの）
- (v) 情報技術およびソフトウェア開発
- (vi) 病院および製薬産業
- (vii) 陸上・海上・航空輸送
- (viii) 観光、ホテルおよびエンターテイメント
- (ix) 文化、マスメディア、マーケティング（新聞、雑誌の発行と出版会社の設立を除く）
- (x) 総合住宅プロジェクトおよび地域開発（不動産投機を除く）
- (xi) 2000 年法律第 20 号の規定に基づき、クウェートの株式会社に外国人投資家が参加することによる不動産投資
- (xii) 倉庫および物流
- (xiii) 環境活動

さらに、法律のもとで許可を申請する事業者は、以下のうち 1 以上の条件を満たすことができなければならないという要件が設けられている。

- (i) 近代的技術、経営、実践的・技術的な専門知識およびマーケティングの専門知識の移転
- (ii) クウェート民間部門の役割拡大と活性化
- (iii) 国内労働者のための雇用機会の創出および労働者のトレーニングへの参加
- (iv) 国産品の輸出促進

申請は提出から 8 カ月以内に処理されることになっているが、実際はそれよりかなり長い時間がかかる場合が多い。

(b) オフセット・プログラム

政府機関に外国の物品またはサービスを供給する内容の契約を結び、1 会計年度中の契約額が民生部門の契約で 1,000 万クウェート・ディナール以上、軍事部門の契約で 300 万クウェート・ディナール以上に達した海外の請負業者は、契約額の 35% に相当するオフセット義務を負わなければならない。その他の内容での民生部門契約額、国営企業との契約で発生したある特定の費用、およびクウェート JV における最大 30% とする出資額は、オフセット額からの控除が可能である。

海外の請負業者とは、ナショナル・オフセット・カンパニー (National Offset Company : NOC) によってそのように区分された事業体を指し、クウェートで設立または登記されていない海外の法人、供給契約の当事者で、現地代理店が代理人を務める海外の事業体 (供給契約の履行責任を海外の請負業者が全面的に負う)、および供給契約の共同署名・締結を目的として、海外の事業体とクウェートの法人が設立した合弁会社を含む。

道路、インフラ、政府のビルまたは学校の建設など工業とは無関係の建設工事、クウェート政府の事業体との間で結ばれたすべての官民パートナーシップ、および FOB ベースで直接または現地代理店もしくは販売店を通じて物品を供給する海外の供給業者にはオフセット義務は適用されない。

海外の請負業者は、供給契約を付与されてから 8 年以内に NOC が承認したオフセット・プロジェクトを 1 件以上選定・実施することによりオフセット義務を履行しなければならない。

海外の請負業者がオフセット・プロジェクトに投資するとオフセット・クレジットが発生し、オフセット義務の金額から差し引かれる。NOC は、各オフセット・プロジェクトがオフセット・プログラムの目標に照らして実現する成果のレベルに従ってオフセット・プロジェクトに係数を適用する。

この係数はオフセット・プロジェクトの金額を計算する際に使用される。これらの目標には、技術の進歩の観点からクウェートが受けるメリット、国内労働者の雇用、教育・訓練が含まれる。

海外の請負業者はオフセット・プロジェクトの実施時に、NOC が承認するプロジェクト構造を採用することができる。これらのプロジェクト構造には、以下のものが含まれる。

- (i) クウェートの企業、起業家およびまたはクウェートの民間人を出資パートナーとするオフセット・ビジネス・ベンチャー（Offset Business Venture : OBV）。
- (ii) クウェート国への海外直接資本投資を規制する 2001 年法律第 8 号外国投資法およびその改正条項に基づき、オフセット義務者の持分が 49%を超える OBV。
- (iii) 既存の民間事業を拡大・発展させたもの。
- (iv) オフセット義務の受領者として NOC が承認した既存のオフセット・プロジェクトに現物寄付または助成を行う方法。
- (v) NOC が承認・設立した既存のファンドに参加する、または下記を明確に了解した上で、クウェートの法律に基づいて新たなオフセット・ファンドを設立し、一般のプロジェクトおよびオフセット・プロジェクトの実施資金を調達する方法。
 - (A) オフセット・ファンドは、クウェートまたは海外の専門金融機関が運営する現地法人でなければならない。また、NOC の承認を受けなければならない。
 - (B) オフセット・ファンドは、オフセット・プロジェクトと同様に、1 件以上のオフセット・プログラム目標の達成を目指さなければならない。

オフセット・プロジェクトは、海外の請負業者が供給契約を受注し、契約が結ばれる前に構想書を提出し、NOC の承認を受けることから始まる。構想書の承認後、供給契約の締結前または締結時に、海外の請負業者は NOC との間でオフセット義務充足までの方針を詳述した覚書を交わす。海外の請負業者は、供給契約締結から 4 カ月以内に事業計画を最終決定し、NOC に提出しなければならない。オフセット・プロジェクトは、NOC が事業計画を承認してから 6 カ月以内に実施しなければならない。

海外の請負業者は、オフセット・プロジェクトのもとで負う義務履行の担保として、供給契約の金額の 6%にあたる銀行保証を差し入れなければならない。

担保を差し入れなかった場合、または覚書 (Memorandum of Understanding:MOU) に従ってオフセット・プロジェクトを実施しなかった場合には、供給契約の金額の最高 6%にあたる罰金が科される場合がある。罰金は、供給契約に基づく支払いから差し引かれる。履行を完全に怠った場合、または履行に失敗した場合、その海外請負業者による将来的な供給契約受注に悪影響を及ぼす。

(c) ワンストップショップ

この種の仕組みはクウェートには存在しない。

3.1.2 所轄官庁

クウェート外国投資庁 (Kuwait Foreign Investment Bureau)

<http://www.kfib.com.kw/>

電話 : +965 2224 0700-

ファクシミリ : +965 2224 0773

ナショナル・オフセット・カンパニー (National Offset Company)

<http://www.noc.com.kw/>

電話：+965 22219200

3.2 海外資本投資に関する規制

3.2.1 規制／禁止される事業カテゴリー

商業代理

「一手販売店」を含むと思われる商業代理の活動は、クウェート国籍者だけが行うことができる。

商業代理店が会社の場合は、資本金の 51%以上をクウェート国籍者が保有しなければならない。この場合、湾岸協力会議（GCC）加盟国の国籍者はクウェート人として取り扱われない。

民間部門の調達

1964 年法律第 37 号（入札法）は、クウェート政府とその機関による調達について規定している。入札法は、「クウェート政府が実施する 5,000 クウェート・ディナール超の調達は中央入札委員会を通じて実施し、競争価格が確実に提示されるように手続を順守しなければならない」と定めている。

入札法第 5 条は、政府契約の入札者について以下の条件を定めている。

入札者はクウェート国籍の商人、個人または会社でなければならない。入札者は、クウェート商工会議所の商業登録簿に登録されていなければならない。海外の入札者は、クウェート国籍の商人がパートナーまたは代理人を務める場合に限り、公証人が正式に署名した証書に基づいて応札できる。ただし、大型工事入札への外国企業の参加に関して中央貿易委員会（Central Trading Committee）が定める特別規則に従わなければならない。

入札者は、以下の条件を満たし、「請負業者・供給業者の分類リスト (Classification List of Contractors and Suppliers)」に登録されていなければならない。

海外の事業体は、株主持分を保有するクウェート法人を通じて、またはクウェートの代理店または通商代表の支援およびサポートを得ながら直接、政府の請負業者として活動することができる。

入札法の適用には二つの重要な例外が設けられている。

国防省の調達： 入札法は、国防省 (Ministry of Defence) および治安部隊 (Security Forces) のための軍事用品調達には適用されない。クウェートの法律は、「軍事物資」には陸海空の武器、スペアパーツ、軍事通信、探知装置および関連システム「戦略的軍事調達」が含まれるという広義の定義を採用している。

国防省 (Ministry of Defence : MOD) による「戦略的軍事調達」に適用される包括的な法律または規則は存在しないが、MOD は、こうした調達に関して内部のポリシーと手順を定めている。これらのポリシーと手順は公開されていないが、MOD のポリシーは一般に入札法よりフレキシブルである。これらのポリシーは、「戦略的軍事調達」に関する MOD の特殊なニーズに対応するために定められている。

その他の特殊な調達： クウェートの政府機関は、入札法の適用を受けない特殊な入札を実施するため、中央入札委員会 (Central Tenders Committee) の許可を求めることができる。

銀行業務

クウェート中央銀行 (CBK) の承認を得た外国銀行は、クウェート国内で支店 1 店舗を開設できる。支店は 1,500 万クウェート・ディナール以上を資本に組入れなければならない。また、行員の 50%以上がクウェート国籍者でなければならない。

国内銀行はすべてクウェート証券取引所に上場しているが、外国人が CBK の承認を事前に得ずに株式の 5%以上を取得することはできない。50%超の株式を取得するためには、閣僚評議会の事前の承認も必要である。

3.2.2 外国人による資本／株式資本所有に関する規制

クウェート国内の会社の資本金は、その 51%以上をクウェート国籍者が保有していなければならない。GCC 加盟国の国籍者が会社の資本金の 50%までを所有することは、場合によって可能である。

3.2.3 外国人の土地所有に関する制限

クウェートにおける土地所有は、基本的にクウェート国籍者と、自己使用のため住宅用不動産の取得を認められた GCC 加盟国の国籍者のみに限定される。また、ほかのアラブ国籍者が自分の住居を建設するために土地区画を取得するためには、複雑で時間のかかる手続を経なければならない。

3.3 海外からの資本投資奨励策

これについては上記の 3.1.1(a) 項および(b)項で解説した。

3.4 税制

3.4.1 法人税

クウェートの税制は、1955 年のクウェート所得税令第 3 号(改正規定：2008 年法律第 2 号は 1955 年クウェート所得税令第 3 号の一部の改正版)、改正規定実施規則（規則）、財務省（MOF）が発令した 1985 年省令第 44 号、ならびに MOF の所得税局（DIT）が実施したその他の省決議およびサーキュラー（税法）に基づいている。

クウェート国内で事業を営むか、もしくはクウェートの法律の下で組織された事業体の株主持分を保有する外国企業、またはその両方に該当する外国企業の純所得およびキャピタルゲインのみに、税法および DIT の慣行に基づき 15% の所得税が課される。

本項における「企業(会社)」には組合を含むものとする。湾岸協力会議(GCC)諸国のいずれかで設立された企業で、株主がGCC諸国の国籍者のみで構成される企業は「外国企業」に含まれない。GCC諸国とは、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、カタール、オマーンおよびアラブ首長国連邦である。

国内で登記された会社の外国人株主は、純利益(当該国内企業が配当するか否かは問わない)、受取り可能なキャピタルゲイン、ならびに利息、ロイヤルティ、技術サービス、および管理手数料に対して15%の定率で課税される。

(a) 上場会社/法人ならびにジョイント・ストック・カンパニー(株式会社) およびリミテッド・ライアビリティ・カンパニー(有限責任会社)

(b) ホールディング・カンパニー(持ち株会社)

持ち株会社に関して特別な規定は設けられていない。

(c) FZ/EPZなどの中にある会社

クウェートには「フリーゾーン」に指定されたエリアがあるが、このゾーン内に特定の企業が登録するためのシステムはない。ただし、いわゆる「フリーゾーン」に登録され、そこで運営する外国企業は、オンショア(国内)でいかなる事業活動も行わないことを条件として税を免除される。これらの企業がこの恩典を継続して受けるためには、納税申告を申請しなければならない。

(d) 在外企業

クウェート国内で貿易または事業を営む外国法人は、課税所得に対して15%の税を課される。

(e) 支店/代表事務所

外国企業の支店または代表事務所を登録するための手続は存在しない。

3.4.2 その他の税

(a) 個人所得税

クウェート国籍者と外国人のいずれにも個人所得税は課税されない。

(b) 配当、ロイヤルティおよび利息にかかる税

クウェートには形態を問わず源泉所得税は存在しない。これらは会社の総所得の一部として取り扱われる。

(c) 非居住者にかかる税

クウェート国内で貿易または事業を営む非居住の法人は、純利益に対して15%の定率で税が課される。

(d) キャピタルゲイン

キャピタルゲインも会社の総所得の一部として取り扱われる。ただし、クウェート証券取引所での直接取引で得た収入には課税されない。取引がポートフォリオやファンドを通して行われた場合は、証券保管者である投資会社または銀行がそこから税を控除しなければならない。

(e) 付加価値税

クウェートには、物品の販売やサービスの提供にかかる付加価値税またはこれに類する税はない。

(f) 登記税

現地企業の設立に際して小額の印紙税がかかるのみである。「従価方式」の手数料や資本税は課されない。

(g) その他

クウェートのシェア・ホールディング・カンパニー（持ち株会社）は、費用控除後の総所得に対して1%の「Zakat」を課される。「Zakat」は貧困層への寄付の一種である。すべてのイスラム教徒は、資産・財産の2.5%を毎年寄付する義務を負っている。

また、これらの企業は、法定準備金への振替と欠損繰越し相殺後の純利益の1%をクウェート科学振興財団（Kuwaiti Foundation for the Advancement of Sciences : **KFAS**）に支払わなければならない。KFASは、クウェート国内で多種の科学的調査プロジェクトを助成している。

3.4.3 二国間課税協定

クウェートが締結した条約のリスト（完全に網羅しているわけではない）

相手国・協定名	署名日	批准日	法令番号
ロシア連邦	1999年2月9日	1999年6月7日	1999年法律第17号
スイス連邦	1999年2月16日	1999年6月8日	1999年法律第25号
スーダン	2001年7月4日	2004年1月6日	2004年法律第6号
エジプト	2004年2月16日	2006年3月27日	2006年法律第22号
エチオピア連邦民主共和国	1996年9月14日	1998年1月7日	1998年法律第6号
モロッコ	2002年6月15日	2004年1月6日	2004年法律第19号
南アフリカ共和国	2004年2月17日	2006年3月27日	2006年法律第17号
モーリシャス共和国	1997年3月24日	1998年8月1日	1998年法律第49号
中国	1989年12月25日	1990年5月26日	1990年法律第32号
ウズベキスタン共和国	2004年1月19日	2006年3月27日	2006年法律第20号
インドネシア共和国	1997年4月23日	1998年1月7日	1998年法律第5号
タイ王国	2003年7月29日	2006年3月27日	2006年法律第24号
パキスタン	1998年6月30日	1999年6月7日	1999年法律第20号
シンガポール共和国	2001年2月21日	2003年4月22日	2003年法律第24号
スリランカ民主社会主義共和国	2002年2月5日	2004年1月6日	2004年法律第13号
韓国	1998年12月5日	1999年6月8日	1999年法律第26号
シリア	1997年12月9日	1999年6月7日	1999年法律第12号
マレーシア	2003年2月5日	2004年1月6日	2004年法律第25号
モンゴル	1998年3月15日	1999年6月7日	1999年法律第18号
ドイツ	1987年12月4日	1999年6月7日	1999年法律第23号

ギリシャ	2002年3月2日	2004年1月6日	2004年法律第24号
ベルギー	1990年3月10日	1994年12月11日	1994年法律第108号
イタリア修正議定書	1998年3月17日	1999年6月7日	1999年法律第24号
ポーランド	1996年11月16日	1999年6月7日	1999年法律第22号
ブルガリア	2002年10月29日	2004年1月6日	2004年法律第22号
フランス 議定書付条約	1982年2月7日	1983年6月12日	1983年法律第93号
フランス条約修正	1989年9月27日	1990年4月22日	1990年法律第26号
フランス修正議定書	1994年1月27日	1994年12月24日	1994年法律第110号
トルコ	1997年10月6日	1998年8月1日	1998年法律第47号
ルーマニア	1992年7月26日	1994年4月30日	1994年法律第10号
キプロス	1984年12月15日	1986年8月13日	1986年法律第117号
ハンガリー	1994年1月17日	1994年12月11日	1994年法律第109号
ハンガリー修正議定書	2001年12月9日	2003年4月22日	2003年法律第21号
マルタ共和国	2002年7月24日	2004年1月6日	2004年法律第14号
ユーゴスラビア	2002年4月2日	2003年4月22日	2003年法律第23号
オーストリア	2002年6月13日	2003年4月22日	2003年法律第25号
グレートブリテンおよび北アイルランド 連合王国	1999年2月23日	1999年6月7日	1999年法律第19号
カナダ	2002年1月28日	2003年4月22日	2003年法律第22号
ベネズエラ	2004年4月30日	2006年3月27日	2006年法律第15号
インド	2006年6月15日	2007年5月7日	2007年法律第34号
アルジェリア	2006年5月13日	2007年5月7日	2007年法律第17号
ジンバブエ共和国	2006年5月13日	2007年5月7日	2007年法律第18号
モロッコ	2002年6月15日	2004年1月6日	2004年法律第19号
ウクライナ	2003年1月20日	2004年1月6日	2004年法律第26号

3.5 外国人の雇用および在住許可に関する規制／当地人員の雇用

3.5.1 外国人労働者（経営陣を含む）の雇用に関する規制

湾岸協力会議（GCC）諸国の市民以外がクウェートに居住し、就労するためには有効な在住許可を取得しなければならない。この規定は、あらゆるランクの従業員に適用される。

3.5.2 在住許可

在住許可は、社会問題労働省（Ministry of Social Affairs and Labour）が発行する労働許可と内務省の異議なし証明書を前提として発行される。この手続には各種の健康診断（AIDS、結核など）を受けることや、内務省で指紋を押捺することが含まれる。

許可はさまざまな期間について発行可能であり、また更新も可能だが、在住許可保持者がクウェート国外に 6 カ月以上連続して滞在する場合、許可は自動的に失効する。在住許可を取得した外国国籍者は、パブリック・オーソリティ・フォー・シビル・インフォメーション（Public Authority for Civil Information）で身分証明カードを取得しなければならない。許可更新時には毎回このカードも更新しなければならない。また、外国人がカードに記載された住所またはその他の情報を変更した場合も、再発行の手続を行わなければならない。

3.5.3 当地人雇用義務

クウェートはここ数年間、下記のとおり、製造業の場合は労働者の最低 2%、金融・通信部門の場合は 50%以上のクウェート国籍者を雇用しなければならないとする要件を、国内の企業に課している。

閣僚決議第 1104/5/2008 号

経済活動の種類に基づき、非政府機関が守らなければならない
クウェート国籍労働者の割合

経済活動	各経済活動について 義務付けられる クウェート国籍者の割合
銀行業務	60%
通信	56%
金融・投資会社	40%

石油化学・精製	30%
保育園	30%
保険	16%
不動産・ビジネスサービス	15%
両替商	13%
アラビア語の私立学校	10%
英語の私立学校	5%
農業・漁業・牧畜業	2%
製造業	2%

3.6 知的財産権保護

3.6.1 関連する法令

クウェートは 1986 年のアラブ著作権保護協定 (Arab Convention for the Protection of Authors' Rights) および著作権に関する世界的所有権機関条約 (1998 年法律第 2 号に基づく) の締約国である。

クウェートは、商標、特許権および著作権のそれぞれに適用される詳細な法律を次のように定めている。

(a) 商標

1980 年法令第 68 号および実施規則

(b) 著作権

1999 年法律第 64 号 / 2003 年省決定第 30 号

(c) 特許および産業デザイン

発明の特許および産業デザイン、モデルおよび集積回路に係る 1962 年法律第 4 号 (およびその修正条項)

3.6.2 上記の法律の概要

(a) 商標

法律は登録済み商標のみに具体的な保護を与えているため、クウェートでは商標を登録することが望ましい。

申請書は、商工省（MOCI）の商標管理部（Trade Mark Control Department）に提出しなければならない。

申請書には、特に商標の詳細（複数の商標に関連がある場合も申請 1 件につき 1 個のみ）の詳細、申請者、商標登録が必要な製品の詳細、商標の使用に関する地域を記載しなければならない。

当該商標の図 4 枚を申請書に添付する必要がある。いずれの図も申請書の商標と一致しなければならない。申請の審査結果を決定する前に、登録官は、申請者およびその申請書の真正性ならびにその優先度を検証するため、ほかの書類や証言を申請者またはその代理人に求める場合がある。また、登録官はほかの登録商標との混同を避けるため、当該商標のさらなる明確化に必要とみなす制限や修正を課す場合がある。

申請は記録され、提出日に対応する通し番号が与えられる。通し番号、提出日、申請の対象が記載された受領書が、申請者に交付される。1980 年法令第 68 号または実施規則には、登録官が商標登録の可否を決定する期限は記載されていない。

登録官が申請を却下した場合、または一定の条件の充足まで登録を延期した場合、申請者は、かかる決定の通知を受けてから 30 日以内に Al Kulliya 裁判所に審判請求を申立てることができる。同裁判所は決定を確定、破棄または変更することができる。

申請者が審判請求を怠った場合、または登録官が課した登録条件を所定の期限までに満たさなかった場合、申請は取下げられたとみなされる。

登録官が商標を受理した場合は、申請者の身元、商標の写し、登録に関する商品と地域などの詳細を、官報において 3 回連続で公告しなければならない。官報は毎週発行される。

誰でも最終公告から 30 日以内に、登録に異議を申立てる旨の通告書を登録官に提出することができる。登録官は（その異議が重要と考えた場合）、異議申立書の写しを書留郵便で申請者（またはその代理人）に送達する。申請者は、30 日以内に異議申立てに対する回答書を登録官に提出する（所定の期限までに登録官が回答書を受け取らなかった場合、商標登録は取下げられたとみなされる）。さらに、登録官は、受領後 2 週

間以内に、申請者の回答書を異議申立者に書留郵便で送達しなければならない。

登録官は、申請者の回答書を受領してから 30 日以内に、異議申立ての結果について決定を下さなければならない。登録官は、決定を下す前に聞き取り調査を申入れた者への聴取を行わなければならない。登録官は 2 週間以内に両当事者に決定通知を送達する。登録を受理する場合は、必要とみなす制限を登録に課す場合がある。

登録官の決定を不服とする者は、決定通知を受けてから 10 日以内に、Al Kulliya 裁判所に審判請求を申立てることができる。登録官がその異議を重要と考えない場合は、登録手続を進める決定を下すことができるが、登録手続を進める理由を示さなければならない。

登録が完了すると、通し番号、登録日などの詳細が記載された証明書が所有者宛てに発行される。登録は申請書提出日から有効となる。

また、登録は登録日から 10 年間有効であり、申請により更新できる。

商標登録にかかる手数料は申請 1 件につき 24 クウェート・ディナールである。

上記の手続は、ロゴとサービスマークの登録にも適用される。

(b) 著作権

申請書はクウェート国立図書館 (National Library of Kuwait : 以下「図書館」) の国家文化・芸術・文学委員会 (National Council of Culture, Arts and Letters : 以下「委員会」) に提出しなければならない。著作権申請書に 2 件以上の著作権を含めてはならない。

申請は図書館の特別登録簿に記録され、提出日に対応する通し番号を与えられる。通し番号、提出日、申請の対象およびその同封物が記載された受領書が申請者に交付される。

委員会は著作権申請書および同封物を審査する。審査にあたり、委員会はクウェート内外のしかるべき専門家の意見を求める場合がある。著作権申請の受理または却下の最終決定は、申請日から 60 日以内に下される。

申請が受理された場合は、委員会が著作権に図書館の番号と国際標準図書番号（出版物分類に関する国際システム）をつける。申請が却下された場合、委員会は（受取確認付きの）書留郵便で却下の決定を申請者に通知しなければならない。その場合、申請者は、可能であれば却下の原因を解決するために必要な修正をすべて加えた上で、同じ著作権について新たな申請書を再提出する権利を有する。

10 クウェート・ディナールで著作権証明書が発行される。

(c) 特許および工業デザイン

実施規則に定められた条件に従って、商工省（MOCI）の商標管理局（Trade Marks Control Office）に申請書を提出しなければならない。

特許申請書に 2 件以上の発明を含めてはならない。

発明者が保護を要求する新要素の明確な説明および、必要に応じて発明の図を含めた発明とその用途の詳細な説明を、実施規則に定められた方法で申請書に添付しなければならない。

商標管理局は以下の点を確認するため申請書を審査する。(i) 規則に従って申請書が提出されたこと、(ii) 産業関係者がそれを実行できるように説明と図が表されていること、(iii) 発明者が保護を要求する独自の要素が申請書に明確かつ正確に記載されていること。

商標管理局（Trade Mark Control Office）は、実施規則に定められた期間中に、必要とみなした変更を申請に加えるよう申請者に指示する場合がある。申請者が変更を怠った場合、申請は取下げられたとみなされる。申請者は、商標管理局が上記の変更についての決定を通知した日から 30 日以内に、Al Kulliya 裁判所にこの決定への異議を申立てることができる。同裁判所は決定を確定、破棄または変更する。

特許申請が法律で定められた条件を満たす場合、商標管理局は、実施規則に定められた方法で申請を公告する。

関心のある者は、実施規則に定められた期間中に、商標管理局宛ての通知により、特許発行に異議を唱えることができる。この通知には、異議の理由を記載しなければならない。

異議申立てに対して商標管理局が下した決定については、当該申立者に決定が通知された日から 30 日以内に、裁判所に不服を申立てることができる。裁判所はこの不服についての決定を速やかに下さなければならない。

権利者への特許の付与は、商工相の命令により発効する。商工相の命令は、実施規則に定められた方法で公表される。

登録は申請日から 15 年間有効である。特許はさらに 5 年間更新することができる。特許登録にかかる手数料は、現在 11 クウェート・ディナールである。

(d) ドメイン名

通信省は、ドメイン名登録システムの管理権限をクウェート国立科学研究所 (Kuwait Institute for Scientific Research) に与えている。

ドメイン名の所有者は、申請書 (オンライン入手可 <http://www.kw/guide.asp>) を提出する。申請は、所有者の性質によって以下のカテゴリーのいずれかに登録される。(i) edu.kw、(ii) org.kw、(iii) gov.kw、(iv) net.kw、(v) com.kw。

申請は、有効かつ完全な申請書を受け付けた時点で、先着順に処理され、検討される。法人による申請には、営業免許 (Commercial License) を添付しなければならない。また、インターネット・サービスプロバイダを選定しなければならない。

手数料はドメイン 1 件につき 40 クウェート・ディナールで、登録期間は登録日から 2 年間である。更新期間は 2 年間で手数料は 40 クウェート・ディナールとなっている。<http://www.kw/rules.asp> も併せて参照のこと。

3.7 外国法人の設立手続および必要書類

3.7.1 内国法人の場合

すべての会社に会社法の規定（1960年法律第15号およびその改正条項）が適用されるが、実際には、外国人はジョイント・ストック・カンパニー（株式会社）、シェア・ホールディング・カンパニー（持ち株会社）、またはリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（有限責任会社）や「WLL」カンパニー（有限責任会社）のいずれかにしか関与していない。

どの種類の会社でも、外国人の持ち株比率の上限は全株式資本の49%となっているが、2003年11月に施行された外国投資法は、外国人の持ち株比率を100%とする可能性について規定している。詳しくは上記3.1項を参照のこと。

(a) ジョイント・ストック・カンパニー

ジョイント・ストック・カンパニーの資本要件は、免許申請時に届けられた各種の商業活動のカテゴリに応じて商工省が決定する。

クウェートのシェア・ホールディング・カンパニー（KSC：持ち株会社）は外国法人をパートナーにできるが、そのためには特別な許可が必要である。

商工省の承認があれば、総会の臨時決議で会社の通常定款を変更できる。

基本定款と通常定款は商工省（MOCI）が定める形式に沿って作成される。KSCは、購入申込みがあり、株式の代価が全額払込まれた時点で株券を発行しなければならない。KSCが、少なくとも12か月以上の期間について最初の貸借対照表を発行した後、株式は登録ブローカーを通じて、クウェート証券取引所で自由に転売できる。当該株式が上場していない場合も同様である。株式所有権の譲渡は、会社の株主名簿に所有権が記載された時点で完了する。

株式発行によりKSCの増資が行われた場合、現株主は、基本定款および通常定款が現株主の権利を制限している場合を除き、所定の期間中、現在の持ち株比率に応じて新株予約の優先権を与えられる。

KSCの経営は取締役会が権限を持っている。取締役会は少なくとも3人で構成しなければならない。取締役の任期は3年で、再任も可能である。取締役会の定足数は通常定款の規定に従い、3人以上または取締役総数の半数とする。

取締役会は、会社の目的に沿って経営者としての役割を全面的に担う権限を持つ。この権限は通常定款によって制限されることができる。定款は、借入れ、不動産の抵当権設定、保証差し入れに関する取締役の権限について規定しなければならない。

取締役会は会長および副会長を指名しなければならない。また、1人以上の取締役をマネージングディレクターに任命することができる。会長、不在の場合は副会長が会社を代表し、第三者との取引を行う。

KSCは、少なくとも年1回、株主総会を招集しなければならない。さらに取締役会は妥当と思われる時、または資本金の10%以上にあたる株主から要求があった時点で会議を招集することができる。

KSCは年間総収入の10%を強制準備金勘定に組入れなければならない。また、KSCは任意準備金を設けることができる。

KSCは、設立期間が満了したとき、目的が果たされたとき、破産したとき、法律に従って解散したとき、解散の裁判所命令が下されたときに清算することができる。

設立

ステップ	手順	提出書類	手続き
1.	商工省（MOCI）へ申請書を提出	1. 設立申請書（クウェートのシェア・ホールディング・カンパニーの創業者は最低5人） 2. 創業者を代表し、MOCIで署名を行う者1人を指名する委任状の写し 3. 自然人の場合は創業者の市民IDカード／パスポートの写し 4. 現地法人の場合は創業者の会社設立書類の写し（外国法人の場合は公証人の認証が必要） 5. 基本定款および通常定款（「M&AA」）原案の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOCIの承認／却下まで通常2週間かかる。 ・ 外国人が参加する場合、MOCIは省令を準備する（現時点でこれは要求されていない）。 ・ 承認が下りた時点で、創業者代表は商業登記所に、予定している名称を提出しなければならない。
2.	資本金の預託	1. MOCIの銀行宛てレター 2. 銀行からMOCI宛ての預金証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOCIは、商業登記所から名称確定通知を受け取った後、資本金を預託する予定の銀行にレターを発行する。 ・ このレターは3カ月間有効だがMOCIの裁量により期限を延長することができる。 ・ 創業者は3カ月以内に資本金を預託し、MOCIに銀行の預金証明書を提出しなければならない。

ステップ	手順	提出書類	手続き
3.	MOJへのファイル送付	1.M&AAの承認済み最終案 2.MOCI から司法省（「MOJ」）に宛てたレター（M&AA の承認権限を MOJ に与える内容） 3.創立者の会社設立書類／市民 ID カードの写し 4.正式に授権された署名者の市民IDカードの写し および権限を証明するもの 5. 創立者の宣言書 6. MOCIに宛てた銀行の預金証明書	1.創立者はMOCIのレターとM&AAの最終案に創立者に関する必要書類を添えてMOJに送付しなければならない。 2.MOJは署名日を設定し、その間に書類を納得がいくまで十分に審査する。 3.創立者が、公証人の前でM&AAに署名する。
4.	会社設立の公告	1. MOCIのM&AA原本。 2.MOCIから情報省に宛てたレター（官報でのM&AA公表に関する内容）	創立者が、MOCIに提出しなければならない。
5.	第1回総会の開催	1. 総会議事録	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOCIが会社の要請により総会開催日を設定する。 ・ 総会で取締役および社外監査役を選任／指名する。
6.	商業登記	1. 総会議事録 2.指名された取締役の宣言書および市民IDカードの写し 3. 取締役会決議書 4.MOCIの認証署名者証明書および取締役会編成証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ M&AAおよび議事録の写しを商業登記所に提出し、会社を登記する。 ・ 議事録、取締役の宣言書、および会長・副会長を選任する取締役会決議書をMOCIに提出して手続きを完了し、必要な取締役会証明書の発行を受ける。

(b) リミテッド・ライアビリティ・カンパニー

WLL カンパニー（有限責任会社）は、クウェートで一番多いタイプの会社で設立が最も容易である。また、最低資本金も少ない。

この種の会社は 2~30 人のメンバーで設立することができる。1995 年まで法人は WLL のパートナーとなることはできなかったが、同年に会社法が改正され、法人もパートナーとなることができるようになった。

法令上の最低資本金は 7,500 クウェート・ディナールだが、MOCI は、会社が従事する予定の活動によっては、しばしばそれを上回る資本金を要求する。

WLL カンパニーは司法省に会社設立証書（Deed of Incorporation）を登録することによって設立される。この設立証書には、以下の事項を記載しなければならない。

- (i) 「リミテッド・ライアビリティ」を含む社名
- (ii) パートナー全員の姓名および国籍
- (iii) 法律上の住所
- (iv) 会社設立の目的
- (v) 資本金およびパートナー間における資本金の配分
- (vi) 会社の利益送金に関する条件
- (vii) 会社の予定存続期間
- (viii) パートナーが経営と日々の統制を委ねる者の氏名
- (ix) 損益分配の方法

資本金の変更を含め、会社設立証書の修正にはパートナーの総会臨時決議が必要である。

会社は、商業登記簿に登録した日をもって初めて法人格を取得でき、それ以前に事業を営むことはできない。

「株式」または「ユニット」は、ほかのパートナーに優先買取権を与えることを条件として、公式証書によって自由に譲渡できるが、クウェート人パートナーが所有する資本金の割合が 51%より小さくならない。

譲渡は、会社の株主名簿および MOCI の商業登記簿に記載された日を持って有効となる。株券はない。

経営は 1 人以上の者に委ねることができる。委ねる相手はパートナーでなくともよい。会社設立証書にマネージャーが記載されていない場合は、総会決議によって指名しなければならない。つい最近まで、MOCI は、新設 WLL は、外国人のジェネラルマネージャーに加えてクウェート人のジェネラルマネージャーも置かなければならないと定めていたが、この要件は廃止され、「ジェネラルマネージャーはクウェート居住者でなければならない」とする規定に差替えられた。

会社設立証書または総会決議書にマネージャーの権限の制限が盛り込まれていない場合、マネージャーは会社を運営し代表する全面的権限を持つことになる。マネージャーは、法律や会社の設立証書への違反、またはこれらに基づく過失に関し、シェア・ホールディング・カンパニーの取締役と同じように、パートナーと第三者に対して連帯責任を負う。マネージャーはパートナーの同意を得ない限り、競合する企業のマネージャーになること、自己の勘定もしくは会社と競合する第三者の勘定で取引を行うことを禁じられる。

パートナーは少なくとも年 1 回、総会で会合を持たなければならない。第 1 回目の総会の定数は、資本金の 50% 超に相当する出資者である。第 1 回目の総会で定数に達しない場合は、義務付けられる出席者の定数は次の総会時に繰入れる。

リミテッド・ライアビリティ・カンパニーは留保資金を設け、毎年総利益の 10% 以上をそこに組入れなければならない。

リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの清算は、シェア・ホールディング・カンパニーの清算に適用される規則に基づいて進められる。これについては、以下を参照のこと。

設立

ステップ	要件	提出書類	責任者	手続き
1.	パートナーに関する書類を集める。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 営業免許 2. 会社設立証書 3. 権限証明書 4. 会社設立証書の証明者が代理人の場合は委任状 5. 正式に授権された署名者の市民 ID/パスポート 	クウェート人パートナー（「 KP 」）/外国人パートナー（「 FP 」）	FPの会社設立書類および委任状は（クウェート大使館で認証および証明を受けた後）、クウェートでアラビア語に翻訳し、外務省（「 MOFA 」）およびクウェートMOJの認証を受ける必要がある。設立書類の量やMOJ関係部局の仕事量にもよるが、一般にクウェートでの翻訳・証明手続に4～5日以上かかることはない。
2.	新会社（「NC」）オフィスの賃貸契約を結び、最新の賃料領収書を入手する。	リース料および賃料の領収書	KPまたはFP	NCのテナント名変更に関して、FPの現在の地主と合意を結ぶことができる。賃料領収書は発行後3か月以内でなければならない。
3.	商工省に申請書を提出する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. KP および FP の署名済み申請書 2. NC の賃貸契約書および賃料領収書の写し 3. FP および KP の会社設立書類 4. FP および KP の正式に授権された署名者の市民 ID/パスポート 5. クウェート人マネージャーに関するパブリック・インスティテューション・フォー・ソーシャル・セキュリティからのレター（注意：第1マネージャーはクウェート人でなければならない。それが、NC が外国人マネージャーの保証人になるための前提条件だからである。） 	KP/FP	<p>KPとFPのいずれもが申請書に署名しなければならない。過去の経験から、MOCIは、会社設立証書草案第9条に定められるFPマネージャーの任命をはじめは認めず、クウェート人マネージャーの任命を要求する。</p> <p>また、MOCIは、省の標準形式に則らない会社設立証書第12条の組入れを拒否する。</p> <p>我々は、Germanischerの地域マネージャーから、省が会社設立証書案のこれらの条項を確実に承認するよう働きかけるのはクウェート人パートナー（Al-Ghanim Group）の役割だと聞かされた。</p>

ステップ	要件	提出書類	責任者	手続き
		<p>6. クウェート人マネージャーの市民 ID カード</p> <p>7. FP が正式に授権された署名者に対して発行する委任状 (適宜)</p> <p>8. KP が正式に授権された署名者に対して発行する委任状 (適宜)</p> <p>9. 正式に授権された署名者の市民 ID カード/パスポート</p>		
4.	MOCIがレターを発行。	<p>1.物件の検査を受けるため、地方自治体宛て</p> <p>2.株式資本の送金先として予定される現地銀行宛て</p> <p>3.予定される活動に応じて管轄のクウェート当局宛てに適宜 (例: 医療部門の活動には、保健省の異議なし証明書が必要)</p> <p>4.クウェート人マネージャーおよびKPの犯罪歴を発行するため内務省宛て。MOCIが内部で回答を受け取る。</p>	KP	FP は、クウェート中央銀行のKYCおよびAML要件を満たした後、現地銀行に銀行口座を開設しなければならない。
5.	MOCIが予定される銀行宛てに発行したレターに従い、NCの銀行口座を開設し、資本金を送金する。会社が計画する目的に基づいて、省が資本金の金額を決定する。	<p>1.FPおよびKPのそれぞれの現地銀行が発行する銀行認証。設立されるNCの口座に資金が送金されたこと、および資金がそれぞれの口座から送金されたことを確認するもの。</p> <p>2.MOCIのレターに対する現地銀行の回答</p>	KP/FP	FP/KP/銀行 FP は、クウェート中央銀行のKYCおよびAML要件を満たした後、現地銀行に銀行口座を開設しなければならない。
6.	地方自治体の承認を	1. MOCI のレター	KP	地方自治体の役割は、物件を検査し、賃貸契約書および地方自治体

ステップ	要件	提出書類	責任者	手続き
	得る。	2. 賃貸契約書 3. 賃料領収書		の規則への適合を確認することである。この手続きは通常10～14日かかる。ただし、Al-Ghanimが処理を急ぐよう働きかけた場合、MOCI レターの受領からほんの数日で検査官が派遣されることがある。検査後、地方自治体はMOCI 宛てに「異議なし」証明書を発行する。
7.	上記の5および6を提出する。MOCIが認証済み会社設立証書案の形式を承認する。次にMOCIが会社設立証書の起草および認証のためのレターをMOJ宛てに発行する。	1. 地方自治体が4に回答する。 2. 銀行認証 3. 銀行取引明細書 4. 銀行の回答 5. 会社設立証書原案	KP	MOJ レターと会社設立証書原案の受領は1日で完了しなければならない。
8.	MOJに書類を提出する。	1. MOCI から MOJ へのレター 2. MOCI が承認した会社設立証書案の写し 3. FP および KP の会社設立書類 4. マネージャーの市民 ID カード 5. FP が正式に授権された署名者に対して発行する委任状（適宜） 6. KP が正式に授権された署名者に対して発行する委任状（適宜） 7. 正式に授権された署名者の市民 ID カード	KP	MOJ への書類提出は、MOJ 宛て MOCI レターと会社設立証書原案の受領当日に行われる。そのほかに課される要件がない限り、一般に MOJ は、書類受領後 5～7 日以内に署名のための約束の時間を設定する。要件がある場合は、申請者にそれらの要件を連絡する。
9.	MOJで会社設立証書	MOJが3通の正本（MOJ、MOCI、	KP/FP	任命当日に当事者が MOJ で会社設立証書に署名する。証書への署

ステップ	要件	提出書類	責任者	手続き
	に署名する。	NCの保管用に各1通)を作成する。		名および認証が完了したら、MOCIに会社設立証書原本を提出する。この手続きには1営業日を要するはずである。
10.	MOCIへの営業免許取得申請	NCの会社設立証書	KP	会社設立証書に署名した当日に、KPがMOCIに会社設立証書を提出する。
11.	MOCIの商業登記簿にNCを登録する。	1. NCの会社設立証書の写し 2. NCの営業免許の写し	KP	ステップ10に従い、MOCIが営業免許を発行し、NCを登録する。ステップ9、10および11が同日に完了する。会社は合法的に事業を営む権利を与えられる。
12.	代理店契約を終了する。	代理店契約に基づく解除通告書	FP	新会社が事業を営む権利を与えられたその日から(上記11参照)、「代理店」を通じて事業を行ってはならない。過去に結ばれた短期契約は満了まで待ってもよい。これらの契約を更新する必要がある場合は、NCの名前で更新が行われるように取決めを行わなければならない。 長期契約は、ほかの当事者との更改契約により処理する必要があるかもしれない。
13.	抵当権設定契約書原案を提出する。	1.KP、FPおよびNCの会社設立証書の写し 2.KPの正式に授権された署名者がKPの資産に担保権を設定する権限を持たない場合は、KPの資産に抵当権を設定する権限をKPが署名者に与える必要がある旨の	FP	公証人が担保証券に署名し、認証しなければならない。この手続きには通常5~7日前後かかる。この間に公証人は抵当権設定契約書を見直し、必要な場合はこれについてFPとの協議を行う。その他の要件は、その協議の席で要求される。

ステップ	要件	提出書類	責任者	手続き
		パートナーの決議書 3.正式に授権された署名者の市民ID /パスポート 4. 抵当権設定契約書原案 5. FPの委任状		
14.	抵当権設定契約書に署名する。			認証済み抵当権設定証書への署名後、その写しを商業登記所に提出し、抵当権設定を完了する。
15.	権利譲渡書 (Assignment of Right) に署名し、日付印を押印する。	KPおよびFPの正式に授権された署名者とNCのジェネラルマネージャーが署名した権利譲渡書	FP	権利譲渡書に日付印が押された後、その当日に公証人が抵当権設定契約書に署名する。この書類はNCのジェネラルマネージャーの署名と日付印押印をもって発効する。

(c) ジョイント・ベンチャー (JV)

ジョイントベンチャー (JV) は当事者間の契約によって設立され管理されるもので、法人格は有さない。

(d) 駐在員事務所／支店

外国企業の駐在員事務所または支店の開設に関する手続きは、クウェートにはない。

3.7.2 FZ に帰属する (またはこれに類する立場の) 法人

クウェートには「フリーゾーン」に指定されたエリアがあるが、このゾーン内に特定の企業が登録するためのシステムはない。

3.8 財務および会計について

3.8.1 財務

現地企業は、内外の銀行からの借入れに加え、国内債・国際債、ユーロミディアムタームノートプログラムのようなシステム、さらには預託証券といった資金調達源も利用できる。

3.8.2 会計監査

すべての法人は毎年監査を受けなければならない。また、営業免許更新申請時には、これらの会計記録の写しを MOIC に提出しなければならない。

1990 年省決議第 18 号は、すべての上場会社に対し、1991 年から IAS に基づく財務諸表の作成を義務付けている。現在は、クウェートのあらゆる種類の会社が IAS の適用を義務付けられている。

上場会社を除き、監査済み会計記録は公開されない。

3.9 外国法人の閉鎖手続および必要書類

3.9.1 内国法人の場合

(a) 支店または駐在員事務所の閉鎖

前述のとおり、外国企業の駐在員事務所または支店の開設に関する手続きはクウェートにはないため、この項への説明は該当しない。

(b) 会社の閉鎖

閉鎖手続を開始するためには、会社の解散、ならびに会社の全債権の回収および全債務の返済にあたる清算人の指名を承認する臨時決議が可決されなければならない。清算人は官報での公知により債権者に公示する。全債権者への支払いが完了し、持ち株比率に応じて株主への残資金の分配が行われた後、商業登記簿から会社を抹消するための申請を商工省で行う。

3.9.2 FZ に帰属する、またはこれに類する立場の法人

前述のとおり、クウェートには「フリーゾーン」に指定されたエリアがあるが、このゾーン内に特定の企業が登録するためのシステムはないため、この項への説明は該当せず。

(本報告書作成者 Clyde&Co LLP からの注記)

注記 1: クウェートの法令はすべてアラビア語で発令されており、公式な翻訳は存在しない。よって本稿のアドバイスは、当社独自の翻訳と当社が適時入手した第三者の翻訳をもとに書かれている。当社はこれをクウェートの現在の市場慣行に照らして解釈した。

注記 2: 本稿の説明は発行日の時点で可能な限り正確を期したが、これらに依拠する前に、法令の特定のポイントや重要なポイントを再度確認することが望ましい。